

## 議案第 46 号

### 石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年石垣市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

- 第 44 条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
  - 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 10 条第 1 項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

石垣市長 中山 義 隆

#### 理 由

道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の一部改正により、歩行者利便増進道路を新たに規定するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例(平成24年石垣市条例第37号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p><u>第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p><u>3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成28年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>